

積立利率変動型終身保険（豪ドル建）普通保険約款 目次

この保険の概要	13. 死亡保険金受取人 第21条 死亡保険金受取人の変更 第22条 遺言による死亡保険金受取人の変更
1. 通貨の種類 第1条 通貨の種類	14. 保険契約者 第23条 保険契約者の変更 第24条 保険契約者の住所の変更
2. 保険契約の型 第2条 保険契約の型	15. 保険契約者および死亡保険金受取人の代表者 第25条 保険契約者および死亡保険金受取人の代表者
3. 積立金および積立利率ならびに積立利率保証期間 第3条 積立金および積立利率 第4条 積立利率保証期間	16. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理 第26条 年齢の計算 第27条 契約年齢および性別の誤りの処理
4. 基本保険金額 第5条 基本保険金額	17. 契約者配当金 第28条 契約者配当金
5. 更新時差額返還金 第6条 更新時差額返還金	18. 時効 第29条 時効
6. 死亡保険金の支払 第7条 死亡保険金の支払および免責 第8条 死亡保険金の支払および免責に関する補則 第9条 死亡保険金の請求、支払時期および支払場所	19. 被保険者の業務、転居および旅行 第30条 被保険者の業務、転居および旅行
7. 会社の責任開始期および契約日 第10条 会社の責任開始期および契約日	20. 管轄裁判所 第31条 管轄裁判所
8. 保険契約の無効および取消 第11条 死亡保険金不法取得目的による無効 第12条 詐欺による取消	21. 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱 第32条 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱
9. 告知義務および保険契約の解除 第13条 告知義務 第14条 告知義務違反による解除 第15条 保険契約を解除できない場合 第16条 重大事由による解除	22. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則 第33条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則
10. 解約および解約返還金 第17条 解約 第18条 解約返還金	23. 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則 第34条 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則
11. 基本保険金額の減額 第19条 基本保険金額の減額	24. 年金支払移行特約を付加した場合の特則 第35条 年金支払移行特約を付加した場合の特則
12. 死亡保険金受取人による保険契約の存続 第20条 死亡保険金受取人による保険契約の存続	

積立利率変動型終身保険（豪ドル建）普通保険約款

(この保険の概要)

この保険は、保険契約者が指定する積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直し、最低保証積立利率を上回る場合には基本保険金額の増額または基本保険金額を維持しつつ更新時差額返還金の支払を行なう2つの型を有する仕組のオーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）建の終身保険であって、被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 通貨の種類

(通貨の種類)

第1条 この保険契約における通貨の種類は、豪ドルとします。

2. 保険料の払込または死亡保険金の支払等、この保険契約にかかる金銭の授受は、全て豪ドルをもって行ないます。

2. 保険契約の型

(保険契約の型)

第2条 この保険契約における保険契約の型はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、保険契約の型を1つ指定するものとします。

- (1) 保険金増額型
- (2) 積立金返還型

2. 前項により指定された保険契約の型の変更は取り扱いません。

3. 積立金および積立利率ならびに積立利率保証期間

(積立金および積立利率)

第3条 積立金とは、将来の死亡保険金を支払うために一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、次項に定める積立利率を適用し、経過に応じて会社の定める方法により計算します。

2. 積立利率とは、次条に定める積立利率保証期間ごとに、その期間に応じて、会社が定める期間のオーストラリア連邦国債（「豪国債」といいます。）の流通利回りまたは豪ドル金利スワップレート（固定受け）の利回りを指標金利とし、会社が積立利率を設定する日の3営業日前の日における直前3日（会社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に、積立利率保証期間に応じて最大0.7%または最大1.0%を増減させた範囲内で定めた率から、保険契約の締結に必要な費用、保険契約の維持等に必要な費用および死亡保険金を支払うための費用（積立利率を最低保証するための費用を含みます。）の率を差し引いた率のことといいます。

3. 前項に定める積立利率は、契約日における最低保証積立利率を下回ることはできません。

4. 第1項の規定による積立金額の計算にあたっては、契約日における積立利率を積立利率保証期間の満了日まで適用し、積立利率保証期間を更新した場合には、次条に定める積立利率保証期間更新日における積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。

5. 第2項の規定にかかわらず、第2項の利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により第2項の利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することができます。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に書面によって通知します。

(積立利率保証期間)

第4条 積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、会社の定める範囲で設定します。

2. 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、積立利率保証期間を指定するものとします。
3. 積立利率保証期間は積立利率保証期間の満了日の翌日に更新し、この日を積立利率保証期間更新日とします。
4. 本条の規定により積立利率保証期間を更新した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 更新後の積立利率保証期間は、更新前の積立利率保証期間と同一とします。
 - (2) 会社は、更新後の積立利率保証期間において適用する積立利率を保険契約者に書面によって通知します。

4. 基本保険金額

(基本保険金額)

第5条 基本保険金額とは、死亡保険金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際に定められる金額をいい、一時払保険料および契約日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算される金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、保険契約の型が保険金増額型の場合で、積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における積立利率が契約日における最低保証積立利率を上回っているときは、その積立利率保証期間更新日以後の基本保険金額を、積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算される金額に増額します。
3. 前項の場合、会社は、積立利率保証期間更新日における基本保険金額を保険契約者に書面によって通知します。
4. 第1項および第2項の規定にかかわらず、保険契約の締結後に基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額を基本保険金額とします。

5. 更新時差額返還金

(更新時差額返還金)

第6条 更新時差額返還金とは、保険契約の型が積立金返還型の場合で、積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における積立利率が契約日における最低保証積立利率を上回っているときに支払われるものをいい、第1号の金額と第2号の金額との差額金とします。

- (1) 契約日における最低保証積立利率に基づき会社の定める方法により計算される積立利率保証期間更新日の到来時における積立金額
- (2) 積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算される積立利率保証期間更新日の到来時における積立金額
2. 更新時差額返還金は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、積立利率保証期間更新日から会社所定の利率による利息をつけて積み立て、保険契約者から請求があったとき、または保険契約が消滅したときにその積み立てている全額を保険契約者に支払います。ただし、死亡保険金の支払により保険契約が消滅するときは、死亡保険金とともに死亡保険金受取人に支払います。
 - (2) 会社は、積立利率保証期間更新日における更新時差額返還金の額を保険契約者に書面によって通知します。
 - (3) 更新時差額返還金の請求、支払時期および支払場所については、第9条（死亡保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

6. 死亡保険金の支払

(死亡保険金の支払および免責)

第7条 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

支 払 額	受 取 人	死亡保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても死亡保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡した時の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額	死 亡 保 険 金 受 取 人	被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

(死亡保険金の支払および免責に関する補則)

第8条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。

2. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、第1号、第3号または第4号の場合は被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を、第2号の場合は被保険者が死亡した時の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

- (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（前号の場合を除きます。）。
- (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前2号の場合を除きます。）。
- (4) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合（死亡保険金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときおよび保険契約者と死亡保険金受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については前項の規定を適用し、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者に支払います。

4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回りません。

5. 死亡保険金の支払事由に該当した後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときは、死亡保険金または積立金その他の返還金からその更新時差額返還金を差し引きます。

(死亡保険金の請求、支払時期および支払場所)

第9条 死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた死亡保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、死亡保険金を請求してください。

3. 死亡保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。

4. 死亡保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無

- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
- (4) 第11条（死亡保険金不法取得目的による無効）、第12条（詐欺による取消）または第16条（重大事由による解除）に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第16条第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前2項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 前2項の規定を適用したときは、会社は、その旨を死亡保険金を請求した者に通知します。
7. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

7. 会社の責任開始期および契約日

（会社の責任開始期および契約日）

第10条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
……一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……一時払保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とし、契約年齢ならびに保険期間および積立利率保証期間は、この日を基準として計算します。
3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。
4. 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称
 - (3) 死亡保険金受取人の氏名または名称その他の死亡保険金受取人を特定するために必要な事項
 - (4) 保険契約の種類
 - (5) 保険期間
 - (6) 責任開始日
 - (7) 契約日
 - (8) 積立利率保証期間
 - (9) 死亡保険金額、基本保険金額および一時払保険料
 - (10) 保険証券の作成年月日
5. 前2項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないます。

8. 保険契約の無効および取消

(死亡保険金不法取得目的による無効)

第11条 保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもつて保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(詐欺による取消)

第12条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に詐欺の行為があつたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9. 告知義務および保険契約の解除

(告知義務)

第13条 会社が、保険契約の締結の際、死亡保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面(電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法))による場合を含みます。以下本条において同じ。)で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第14条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつた場合または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向つて保険契約を解除することができます。

2. 会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、死亡保険金を支払いません。また、すでに死亡保険金を支払っていたときは、死亡保険金の返還を請求します。

3. 前項の規定にかかわらず、被保険者の死亡が解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、死亡保険金を支払います。

4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。

5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第15条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第13条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかつたと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

(1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかつたとき

(2) 会社が解除の原因があることを知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき

(3) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に、死亡保険金の支払事由が生じたときを除きます。

(4) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき

(5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(重大事由による解除)

第16条 会社は、つきの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）を詐取する目的または他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、つぎの(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに死亡保険金を支払っていたときは、死亡保険金の返還を請求します。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

10. 解約および解約返還金

(解約)

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向って、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

(解約返還金)

第18条 解約返還金額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「解約返還金計算日」といいます。）の積立金額に基づき、別表2に定める算式により計算した金額とします。

2. 保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 解約返還金の支払時期および支払場所については、第9条（死亡保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

11. 基本保険金額の減額

(基本保険金額の減額)

第19条 保険契約者は、会社の定める取扱範囲で、将来に向って、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
4. 本条の規定により、基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によつて通知します。

12. 死亡保険金受取人による保険契約の存続

(死亡保険金受取人による保険契約の存続)

第20条 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下本条において同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力を生じます。

2. 前項の解約の通知があつた場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日の解約返還金と同額の金額（以下「債権者等への支払金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、死亡保険金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じた場合で、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を死亡保険金受取人に支払います。

13. 死亡保険金受取人

(死亡保険金受取人の変更)

第21条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人からその請求を受けても、会社は、死亡保険金を支払いません。
5. 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
6. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
7. 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(遺言による死亡保険金受取人の変更)

第22条 前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項の規定による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知

しなければ、会社に対抗することができません。

4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

14. 保険契約者

（保険契約者の変更）

第23条 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（保険契約者の住所の変更）

第24条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかつたときは、会社の知つた最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 保険契約者および死亡保険金受取人の代表者

（保険契約者および死亡保険金受取人の代表者）

第25条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

16. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第26条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第27条 保険契約申込書（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法）その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下本条において同じ。）に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎの(ア)から(イ)までのとおり取り扱います。
 - (ア) 実際の年齢に基づいて基本保険金額を改めます。
 - (イ) 死亡保険金の支払事由該当後または積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があったときは、実際の年齢に基づいて基本保険金額または更新時差額返還金を改め、すでに支払われた死亡保険金または更新時差額返還金に不足分があればその額を死亡保険金受取人または保険契約者に支払い、超過分があればその額の返還を死亡保険金受取人または保険契約者に請求します。
 - (ウ) 前(ア)の規定により改めた基本保険金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、基本保険金額を会社の定める金額とし、そのこえる部分に対応する保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (イ) 前(ア)の規定により改めた基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、保険契約を無効とします。
 - (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは保険契約を無効とします。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

17. 契約者配当金

(契約者配当金)

第28条 この保険契約には契約者配当金はありません。

18. 時効

(時効)

第29条 死亡保険金または更新時差額返還金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

19. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第30条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

20. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第31条 この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

21. 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱

(最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱)

第32条 積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が会社所定の年齢以上となる場合は、第4条（積立利率保証期間）の規定にかかわらず、この更新を最終の更新とし、以後、積立利率保証期間は更新しません。

2. 最終の積立利率保証期間更新日以後は、第3条（積立金および積立利率）、第4条および第18条（解約返還金）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 最終の積立利率保証期間は終身とし、その期間に適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における会社所定の利率とします。ただし、積立利率は契約日における最低保証積立利率を下回らないものとします。

(2) 解約返還金額は、積立金額と同額であり、経過に応じて計算します。

22. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

(死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

第33条 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、死亡退職金等の受給者が保険金の請

求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

23. 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則

(死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則)

第34条 この保険契約に死亡給付金等の年金払特約を付加した場合には、第1回の特約年金の支払日以後、第16条（重大事由による解除）の規定をつきの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1項第3号および第4号、第2項ならびに第5項の規定中、「死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と、「死亡保険金」とあるのは「特約年金」と読み替えます。
- (2) 第2項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号（ア）から（オ）までに該当したのが特約年金受取人のみであり、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分とします。）」と読み替えます。
- (3) 第3項から第5項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第4項および第5項の規定中、「解約返還金」とあるのは「特約年金の未支払分の現価」と読み替えます。

24. 年金支払移行特約を付加した場合の特則

(年金支払移行特約を付加した場合の特則)

第35条 この保険契約に年金支払移行特約を付加した場合には、第16条（重大事由による解除）の規定をつきの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1項第3号および第4号、第2項ならびに第5項の規定中、「死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と、「死亡保険金」とあるのは「特約年金」と読み替えます。
- (2) 第2項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号（ア）から（オ）までに該当したのが特約年金受取人のみであり、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分とします。）」と読み替えます。
- (3) 第3項から第5項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第4項および第5項の規定中、「解約返還金」とあるのは「残余年金支払期間の未払特約年金の現価」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 死亡保険金の請求書類

項 目	必 要 書 類
死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4)死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5)死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6)保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
1 更新時差額返還金	(1)会社所定の更新時差額返還金請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
2 解約返還金	(1)会社所定の解約返還金請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
3 死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1)会社所定の保険契約存続通知書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4)保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5)債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4 基本保険金額の減額	(1)会社所定の基本保険金額の減額請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
5 死亡保険金受取人の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
6 遺言による死亡保険金受取人の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4)保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5)保険証券
7 保険契約者の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。	

別表2 解約返還金額

解約返還金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

$$\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) - \text{一時払保険料} \times \text{会社の定める解約控除率}$$

(注) 1. 市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.45\%} \right] \text{月数} / 12$$

- 適用されている積立利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。
- 解約返還金計算日の積立利率とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新が行なわれている場合は、直前の積立利率保証期間更新日）とみなした場合に、会社の定める方法により計算される、この保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率（最終の積立利率保証期間更新日前に適用されるもので、この保険契約の契約日に応じた積立利率とします。）とします。
- 月数とは、残存月数（積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）に応じてつぎのとおりとします。
 - (1) 残存月数が120か月以下の場合：残存月数
 - (2) 残存月数が121か月以上の場合：残存月数 $\times 0.5 + 60$ か月
- 2. 基本保険金額の減額が行なわれている場合は、一時払保険料とは、基本保険金額の減額と同一割合で一時払保険料を減額した金額とします。

保険料円貨入金特約条項 目次

この特約の概要

第3条 積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

第1条 特約の締結

第2条 特約の適用

保険料円貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、円貨により金銭を払い込み、その金額を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険契約者が円貨により払い込んだ金銭を外貨に換算し、主契約における外貨建の一時払保険料に充当します。
- (2) 前号の円貨により払い込まれる金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、円貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
- (4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した外貨建の一時払保険料と同額とします。
- (5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に円貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第3条 この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加する場合には、前条第4号の規定は適用しません。

保険料外貨入金特約条項 目次

この特約の概要

第3条 積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

第1条 特約の締結

第2条 特約の適用

保険料外貨入金特約条項

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨と異なる外貨により金銭を払い込み、その金額を主契約における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の適用)

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険契約者が主契約における外貨と異なるつぎの(ア)から(イ)までのうち会社の定める取扱範囲のいずれかの外貨により払い込んだ金銭を主契約における外貨建の一時払保険料に換算し、充当します。
 - (ア) アメリカ合衆国通貨（米ドル）
 - (イ) 欧州単一通貨（ユーロ）
 - (ウ) オーストラリア連邦通貨（豪ドル）
 - (エ) ニュージーランド通貨（ニュージーランドドル）
- (2) 前号の主契約における外貨と異なる外貨により払い込まれる金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する保険契約者が払い込む外貨の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約における外貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。
- (4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した主契約における外貨建の一時払保険料と同額とします。
- (5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に外貨払込金額を記載します。

(積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則)

第3条 この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加する場合には、前条第4号の規定は適用しません。

円貨支払特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の適用	第9条 主約款の規定の準用
第2条 年金を支払う場合の取扱	第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則
第3条 死亡給付金等を支払う場合の取扱	第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則
第4条 年金原資額の一時支払および第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱	第12条 通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則
第5条 解約返還金を支払う場合の取扱	第13条 年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
第6条 繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱	第14条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則
第7条 更新時差額返還金を支払う場合の取扱	
第8条 その他の返還金を支払う場合の取扱	

円貨支払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）および解約返還金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の適用）

第1条 この特約は、主契約および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金等および解約返還金等を円貨により支払う場合に適用します。

（年金を支払う場合の取扱）

第2条 第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。

2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額は、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額を円貨に換算した金額（以下「円換算年金原資額」といいます。）とともに、年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

4. つぎの各号の場合には、年金の支払を行なわず、円換算年金原資額を保険契約者に支払います。

- (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
- (2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が円換算年金原資額に満たないとき。

5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（死亡給付金等を支払う場合の取扱）

- 第3条 死亡給付金等の請求に際して、死亡給付金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金等を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金等を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資額の一時支払および第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱）

- 第4条 年金支払開始日における年金原資額の一時支払または第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の請求に際して、主約款においてこれらの請求ができる者として定められている者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金原資額または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨により支払います。
2. 前項の場合、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

（解約返還金を支払う場合の取扱）

- 第5条 主契約の解約または基本保険金額の減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて解約返還金を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

（繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱）

- 第6条 繰上げ年金開始による第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。
2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額は、繰上げ後の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額を円貨に換算した金額（以下「繰上げ年金開始時の円換算年金原資額」といいます。）をもとに、繰上げ後の年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
3. 前項の会社所定の為替レートは、繰上げ後の年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。
4. つぎの各号の場合には、繰上げ年金開始は行いません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
- （1）第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
- （2）年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が繰上げ年金開始時の円換算年金原資額に満たないとき。

5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、繰上げ年金開始時の円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

(更新時差額返還金を支払う場合の取扱)

第7条 主約款の規定により積み立てられている更新時差額返還金の請求に際して、保険契約者（死亡保険金とともに支払われる場合については死亡保険金受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、更新時差額返還金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて更新時差額返還金を円貨に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

(その他の返還金を支払う場合の取扱)

第8条 主約款の規定により、積立金その他の返還金（以下「その他の返還金」といいます。）を払い戻す場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、その他の返還金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いてその他の返還金を円貨に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、その他の返還金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則)

第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。

(2) 前号の場合、死亡給付金等の年金払特約条項第2条（特約年金の支払）第2項の規定にかかわらず、特約年金額は、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第4号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等を円貨に換算した金額（以下「円換算死亡給付金額等」といいます。）をもとに、第1回の特約年金の支払日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、主契約の死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。

(3) 前号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、円換算死亡給付金額等（特約年金受取人が2人以上であるときは、円換算死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、死亡給付金等の年金払特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。

(4) 第2号の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

2. この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出しまたは規則的引出金があるときには、前項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款または特約条項の規定に定めるその定期

支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、前項の規定を適用します。

3. この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額に特約条項の規定に定めるその未払分割払金の現価の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から特約条項の規定に定めるその分割払金額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

4. この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款の規定に定めるその更新時差額返還金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）

第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。

(2) 前号の場合、運用期間中年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）または年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）の規定にかかわらず、特約年金額は、特約年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約年金原資額を円貨に換算した金額（以下「円換算特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、特約年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

(4) つぎの(ア)および(イ)の場合には、この特約の適用は行いません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(ア) 第2号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(イ) 年金支払期間中に支払われるべき円貨の特約年金の合計額が円換算特約年金原資額に満たないとき。

（通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則）

第12条 この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

- (ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (2) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨により支払います。この場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。
- (ア) 死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨に換算します。
- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(年金原資運用実績運動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則)

- 第13条 この特約を年金原資運用実績運動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は適用しません。
2. この特約を年金原資運用実績運動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。
- (2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。
- (ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
3. この特約を運用期間中年金支払移行特約が付加されている年金原資運用実績運動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）にあわせて付加した場合には、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価である場合に限ります。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求について、前項の規定を準用します。

(主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則)

- 第14条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）第1項、第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項、第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）第1項および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用し、第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「基本保険金額」を「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額」と、「主約款」とあるのは「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、この特約を年金原資運用実績運動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条の規定により第11条の規定は適用しません。

目標値到達時円貨建終身保険移行特約条項 目次

この特約の概要	第10条 主契約の基本保険金額を減額する場合の取扱
第1条 特約の締結	第11条 主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則
第2条 主契約の円貨建の終身保険への移行	第12条 主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則
第3条 目標値の指定および変更	第13条 主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則
第4条 移行後死亡保険金額	第14条 主契約に円貨建終身保険移行特約が付加された場合の特則
第5条 移行日以後の取扱	
第6条 特約の解約	
第7条 特約の消滅とみなす場合	
第8条 年齢の計算	
第9条 主約款の規定の準用	

目標値到達時円貨建終身保険移行特約条項

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）が積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）の場合、主契約の契約日の1年後における年単位の契約応当日以後において、主契約の一時払保険料の円換算額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が保険契約者が指定した目標値に到達したときに、主契約を円貨建の終身保険に移行させることを目的としたものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 前項の場合、この特約の付加日は、主契約の契約日とします。

(主契約の円貨建の終身保険への移行)

第2条 この特約を付加した主契約は、主契約の契約日の1年後における年単位の契約応当日以後の各日（会社の営業日で会社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）を公示している日に限ります。）において、第3項に定める判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が第3条（目標値の指定および変更）の規定により保険契約者が指定した目標値に到達した場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、その到達した日の翌日に円貨建の終身保険に移行します。

2. 主契約が円貨建の終身保険に移行する日を移行日といいます。

3. 第1項の判定基準金額は、主契約の一時払保険料を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、判定基準為替レートは、主契約の一時払保険料または一時払保険料充当金を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

4. 第1項の主契約の解約返還金額の円換算額は、解約返還金額を目標値判定為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、目標値判定為替レートは、円貨に換算する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

5. 第1項および前項の規定にかかわらず、将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場（TTB）が消滅したとき等、対顧客電信買相場（TTB）を用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、第1項および前項に定める対顧客電信買相場（TTB）について、異なる為替レートに変更することがあ

ります。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

6. 円貨建の終身保険に移行したときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(目標値の指定および変更)

第3条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲で、目標値を判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合により指定するものとします。

2. 保険契約者は、移行日の前日までに限り、会社の定める範囲で、目標値を変更することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

(移行後死亡保険金額)

第4条 円貨建の終身保険への移行後の死亡保険金の額（以下「移行後死亡保険金額」といいます。）は、主約款の規定にかかわらず、会社の定める方法により、移行日の前日における主契約の解約返還金額の円換算額をもとに、移行日における会社の定める率により計算した金額とします。この場合、第8条（年齢の計算）の規定により定める移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。

2. 会社は、移行後死亡保険金額を保険契約者に書面によって通知します。

3. 移行後死亡保険金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する移行日の前日における主契約の解約返還金額の円換算額を保険契約者に支払います。

(移行日以後の取扱)

第5条 第2条（主契約の円貨建の終身保険への移行）の規定により円貨建の終身保険に移行した場合は、移行日以後、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 通貨の種類は円貨とし、主契約にかかわる金銭の支払は、円貨をもって行ないます。

(2) 移行日の前日に、主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合は、会社は、移行日の前日におけるその更新時差額返還金の全額を移行日の前日における目標値判定為替レートと同一の為替レートを用いて円貨に換算した金額を、移行日から会社所定の利率による利息をつけて積み立てることとします。

(3) 死亡保険金の免責事由に該当した場合はつぎのとおり取り扱います。

(ア) 死亡保険金が支払われない場合の保険契約者への支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金（死亡保険金の一部が支払われない場合は、支払われない部分に対応する責任準備金とします。）とします。

(イ) 死亡保険金を削減した場合の支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金を下回らないこととします。

(4) 解約返還金額は経過年月数に応じて計算します。

2. 保険契約者は、会社の定める範囲で、将来に向って、移行後死亡保険金額を減額することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 減額後の移行後死亡保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

(2) 移行後死亡保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

(3) 移行後死亡保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。この場合、減額分の返還金額は、前項第4号の規定に準じて計算した金額とします。

(4) 本項の規定により、移行後死亡保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(5) 主約款の死亡保険金受取人による保険契約の存続の規定は、移行後死亡保険金額の減額について準用します。

3. 第2条の規定により円貨建の終身保険に移行した場合は、移行日以後、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。

(1) 保険契約の型の規定

(2) 積立金および積立利率の規定

(3) 積立利率保証期間の規定

(4) 基本保険金額の規定

(5) 基本保険金額の減額の規定

(6) 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱の規定

(特約の解約)

第6条 保険契約者は、移行日の前日までに限り、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（特約の消滅とみなす場合）

第7条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（年齢の計算）

第8条 この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(1) 移行日における被保険者の年齢（以下「移行後年齢」といいます。）は、移行日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

(2) 移行日後の被保険者の年齢は、前号の移行後年齢に、移行日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（主約款の規定の準用）

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約の基本保険金額を減額する場合の取扱）

第10条 主契約の基本保険金額を減額する場合には、判定基準金額についても同時に減額されるものとします。

この場合、減額後の判定基準金額は、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

（主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則）

第11条 主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合には、第2条（主契約の円貨建の終身保険への移行）

第3項の規定にかかわらず、判定基準金額は、保険料円貨入金特約条項に定める円貨払込金額とします。

2. 主契約の基本保険金額を減額する場合には、前項に定める判定基準金額についても同時に減額されるものとします。この場合、減額後の判定基準金額は、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

（主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則）

第12条 主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合には、第2条（主契約の円貨建の終身保険への移行）

第3項の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 判定基準金額は、保険料外貨入金特約条項に定める外貨払込金額を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。

(2) 判定基準為替レートは、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

2. 主契約の基本保険金額を減額する場合には、前項に定める判定基準金額についても同時に減額されるものとします。この場合、減額後の判定基準金額は、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

（主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則）

第13条 この特約が付加されている主契約（この特約により円貨建の終身保険に移行する前の保険契約である場合に限ります。）に年金支払移行特約が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に円貨建終身保険移行特約が付加された場合の特則）

第14条 この特約が付加されている主契約に円貨建終身保険移行特約が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 目標値の変更	(1)会社所定の目標値の変更請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
2 移行後死亡保険金額の減額	(1)会社所定の移行後死亡保険金額の減額請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
3 特約の解約	(1)会社所定の特約の解約請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。

年金支払移行特約条項 目次

(この特約の概要)

第1条	用語の意義
第2条	特約の締結
第3条	特約年金額の計算
第4条	特約年金の種類
第5条	特約年金の支払
第6条	特約年金の一括払
第7条	特約年金の継続支払
第8条	特約年金の請求、支払時期および支払場所
第9条	特約年金受取人
第10条	遺言による特約年金受取人の変更
第11条	後継特約年金受取人

第12条	遺言による後継特約年金受取人の指定または変更
第13条	年齢の計算
第14条	解約の取扱
第15条	時効
第16条	主約款の規定の準用
第17条	積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則
第18条	主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合の特則
第19条	積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)等に付加した場合の特則
第20条	積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)等に付加した場合の特約年金支払開始日等の特別取扱の特則

年金支払移行特約条項

(この特約の概要)

この特約は、すでに締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）について、年金支払に移行することを目的としたものです。

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「特約年金支払開始日」

「特約年金支払開始日」は、会社がこの特約の付加の申込を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日の翌日とします。

(2) 「特約年金支払日」

「特約年金支払日」とは、第1回の特約年金については特約年金支払開始日をいい、第2回以後の特約年金については、特約年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

(特約の締結)

第2条 保険契約者は、主契約の契約日から起算して1年以上経過している場合、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 特約年金支払開始日以後は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金、死亡給付金および定期支払金はありません。

3. つぎの各号の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(1) 次条の規定により計算される特約年金額が、会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額に満たないとき。

(特約年金額の計算)

第3条 前条の規定によりこの特約を締結したときは、会社の定める方法により、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額（以下「特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日における会社の定める率により特約年金額を定めます。

(特約年金の種類)

第4条 特約年金の種類は、確定年金とします。

(特約年金の支払)

第5条 特約年金は、つぎのとおりとします。

	支 払 額	受 取 人	特約年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
確定年金	特約年金額	特 約 年 金 受 取 人	被保険者が年金支払期間中の特約年金支払日に生存しているとき
	残余年金支払期間の未払特約年金の現価		被保険者が年金支払期間中の最後の特約年金支払日前に死亡したとき

2. 特約年金受取人と被保険者が同一の場合で、前項の規定により、未払特約年金の現価を支払うときは、第11条（後継特約年金受取人）および第12条（遺言による後継特約年金受取人の指定または変更）の規定により定める後継特約年金受取人に支払います。

（特約年金の一括払）

第6条 特約年金受取人は、年金支払期間の最後の特約年金支払日前に限り、将来の特約年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払特約年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、未払特約年金の現価とし、保険契約は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

（特約年金の継続支払）

第7条 特約年金受取人は、被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払特約年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、特約年金の継続支払を請求することができます。

2. 前項の場合、残余年金支払期間中の特約年金支払日に特約年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める特約年金の一括払の請求があったときは、保険契約は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

（特約年金の請求、支払時期および支払場所）

第8条 特約年金を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

2. 主約款に定める死亡保険金、死亡給付金または定期支払金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

（特約年金受取人）

第9条 保険契約者は、この特約の締結の際、被保険者の同意を得て、特約年金受取人を定めることを要します。ただし、特約年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。

2. 保険契約者と特約年金受取人が異なる場合、特約年金受取人は、特約年金支払開始日に保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。
3. 特約年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、特約年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約年金受取人は被保険者であることを要します。
4. 前項の規定により特約年金受取人が変更された場合には、変更後の特約年金受取人は保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。
5. 第3項の通知をするときは、特約年金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
6. 第3項の通知が会社に到着したときは、特約年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
7. 前項の規定にかかわらず、第3項の通知が会社に到達する前に、変更前の特約年金受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約年金受取人から特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による特約年金受取人の変更）

第10条 前条の規定によるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、特約年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約年金受取人は被保険者であることを要します。

2. 前項の特約年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3. 前2項の規定により特約年金受取人が変更された場合には、変更後の特約年金受取人は保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。
4. 第1項および第2項の規定による特約年金受取人の変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
5. 前項の通知をするときは、特約年金受取人の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（後継特約年金受取人）

- 第11条 特約年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継特約年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継特約年金受取人は1人の特約年金受取人に対して1人であることを要します。
2. 前項の通知をするときは、特約年金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 特約年金受取人が特約年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、後継特約年金受取人が新たな特約年金受取人となるものとし、その後継特約年金受取人はその死亡した特約年金受取人の保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。
 4. 前項の場合で、後継特約年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継特約年金受取人が指定されていないときは、特約年金受取人の法定相続人を後継特約年金受取人とし、前項の規定を適用します。
 5. 前2項の規定により特約年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 6. 第1項の通知が会社に到着したときは、後継特約年金受取人の指定または変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
 7. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、指定または変更前の特約年金受取人または後継特約年金受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の後継特約年金受取人から特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 8. 第1項から前項までの規定にかかわらず、後継特約年金受取人が故意に特約年金受取人を死亡させたときは、その者は後継特約年金受取人としての取扱を受けることはできません。

（遺言による後継特約年金受取人の指定または変更）

- 第12条 前条の規定によるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、後継特約年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継特約年金受取人は1人の特約年金受取人に対して1人であることを要します。
2. 前項の後継特約年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前2項の規定による後継特約年金受取人の指定または変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
 4. 前項の通知をするときは、特約年金受取人の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 5. 遺言により指定または変更された後継特約年金受取人については、前条第3項から第5項までおよび第8項の規定を準用します。

（年齢の計算）

- 第13条 この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
- (1) 特約年金支払開始日における被保険者の年齢（以下「移行後年齢」といいます。）は、特約年金支払開始日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
 - (2) 特約年金支払開始日後の被保険者の年齢は、前号の移行後年齢に、特約年金支払日ごとに1歳を加えて計算します。

（解約の取扱）

- 第14条 この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約はできません。

（時効）

- 第15条 特約年金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

(主約款の規定の準用)

第16条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則)

第17条 この特約を積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその更新時差額返還金の全額を加えた額に満たないときには、第2条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
- (2) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を特約年金原資額とし、第3条（特約年金額の計算）の規定を適用します。
- (3) 特約年金支払開始日以後は、主約款に定める更新時差額返還金はありません。

(主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合の特則)

第18条 この特約を定期支払金の分割払特約が付加されている主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額に満たないときには、第2条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
- (2) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額を特約年金原資額とし、第3条（特約年金額の計算）の規定を適用します。

(積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）等に付加した場合の特則)

第19条 主契約が積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）または積立利率変動型定額部分付変額終身保険（通貨指定型）の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約年金支払開始日以後は、特別勘定による資産の運用はしません。
- (2) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金額に満たないときには、第2条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
- (3) 特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金額を特約年金原資額とし、第3条（特約年金額の計算）の規定を適用します。
- (4) 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステム障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないとき（以下「特別勘定資産の売買が不能なとき」といいます。）は、その特別勘定について売買ができなくなった日から売買ができることとなった日の前日までの期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、この特約の付加の申込の受付を行なわず、すでに受け付けていた場合でも、この特約の付加の申込はなかったものとして取り扱います。
- (5) 会社は、前号の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

(積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）等に付加した場合の特約年金支払開始日等の特別取扱の特則)

第20条 主契約が積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）または積立利率変動型定額部分付変額終身保険（通貨指定型）の場合には、前条までに定める特約年金支払開始日および特約年金原資額の取扱（この取扱を特約年金支払開始日等の通常取扱といいます。）のほか、保険契約者は、この特約を主約款の規定に定める第2保険期間移行日に主契約に付加して締結する際、主約款の規定に定める第2保険期間移行日を特約年金支払開始日とし、第3条（特約年金額の計算）の規定の適用にあたって特約年金支払開始日の前日末の主契約の積立金額を特約年金原資額とする取扱（この取扱を特約年金支払開始日等の特別取扱といいます。）を選択することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号の場合には、本条の特約年金支払開始日等の特別取扱は行ないま

せん。

- (1) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の積立金額に満たない場合
 - (2) 特別勘定資産の売買が不能なときで、取引停止期間中に第2保険期間移行日が到来した場合
3. 会社は、前項第2号の規定により本条の特約年金支払開始日等の特別取扱を行なわない場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

別表1 請求書類

項 目	必 要 書 類
1 第1回の特約年金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)特約年金受取人の戸籍抄本 (4)特約年金受取人の印鑑証明書 (5)保険証券
2 第2回以後の特約年金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)特約年金受取人の戸籍抄本 (4)特約年金受取人の印鑑証明書 (5)年金証書
3 特約年金の継続支払	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)特約年金受取人の戸籍抄本 (4)特約年金受取人の印鑑証明書 (5)年金証書
4 特約年金受取人の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)変更前の特約年金受取人の印鑑証明書 (3)年金証書
5 遺言による特約年金受取人の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)変更前の特約年金受取人の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4)変更前の特約年金受取人の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5)年金証書
6 後継特約年金受取人の指定または変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)特約年金受取人の印鑑証明書 (3)年金証書
7 遺言による後継特約年金受取人の指定または変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)特約年金受取人の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4)特約年金受取人の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5)年金証書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。

死亡給付金等の年金払特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約年金の支払
- 第3条 特約年金の支払に関する補則
- 第4条 特約年金の現価の一時支払
- 第5条 特約年金の請求、支払時期および支払場所
- 第6条 特約の締結
- 第7条 特約の解約
- 第8条 特約の返還金
- 第9条 特約の消滅とみなす場合
- 第10条 特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱

- 第11条 特約年金の支払回数の変更
- 第12条 時効
- 第13条 主約款の規定の準用
- 第14条 主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則
- 第15条 定期支払金付積立利率変動型終身保険（通常指定型）等に附加した場合等の特則
- 第16条 積立利率変動型終身保険等に附加した場合の特則
- 第17条 変額個人年金保険（13）に附加した場合の特則

死亡給付金等の年金払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、死亡給付金等について、一時支払にかえて年金支払を行なうことを目的としたものです。

（用語の意義）

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

（1）「特約年金額」

「特約年金額」とは、特約年金を支払う場合に基準となる金額として、次条第2項の規定により定めた金額をいいます。ただし、第11条（特約年金の支払回数の変更）の規定により特約年金の支払回数が変更されたときは、変更後の支払回数にもとづき次条第2項の規定により定めた金額をいいます。

（2）「年金支払期間」

「年金支払期間」とは、特約年金が支払われる場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）の支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。

（特約年金の支払）

第2条 会社は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡給付金等が支払われることとなるときは、死亡給付金等の一時支払にかえて、次項の規定によって定められた特約年金額と同額の特約年金を特約年金受取人に支払います。

2. 前項の場合、会社の定める方法により、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額（以下「死亡給付金額等」といいます。）をもとに、死亡給付金等の支払事由が生じた日における会社の定める率により特約年金額を定めます。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。

3. 前項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、会社は、死亡給付金額等（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべきこの特約における特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。

4. 特約年金の支払回数については、保険契約者がこの特約の締結時に定めた一定の回数とします。ただし、

特約の締結後にその回数が変更されたときは、変更後の回数とします。

5. 特約年金受取人が2人以上であるときは、すべての特約年金受取人について、特約年金の支払回数は同一とします。
6. 特約年金の支払日については、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の特約年金
主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた日
 - (2) 第2回以後の特約年金
第1回の特約年金の支払日の年単位の応当日

(特約年金の支払に関する補則)

第3条 特約年金受取人は、主契約の死亡給付金等の受取人とします。ただし、死亡給付金等の受取人が2人以上である場合で、死亡給付金等の受取人が故意に主契約の被保険者を死亡させたときは、その主契約の死亡給付金等の受取人を除きます。

2. 第1回の特約年金の支払日以後、特約年金受取人を変更することはできません。
3. 特約年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した特約年金受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡した特約年金受取人に対応する部分とします。）は、その特約年金受取人の死亡時に消滅します。
4. 特約年金受取人は、死亡給付金等の支払事由発生後、第1回の特約年金が支払われる前に限り、特約年金の支払にかえて、主約款の規定により、死亡給付金等（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金等のうちこの特約における当該特約年金受取人に対応する金額とします。以下次項において同じ。）の支払を請求することができます。
5. 前項の場合、会社が、死亡給付金等を支払ったときは、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、前項の請求を行なった特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

(特約年金の現価の一時支払)

第4条 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。

2. 会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

(特約年金の請求、支払時期および支払場所)

第5条 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 特約年金の支払事由が生じたときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、第1回の特約年金を請求してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。
3. 会社は、第1回の特約年金を支払うときに、年金証書を作成して特約年金受取人に交付します。
4. 第2回以後の特約年金の支払日が到来したときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
5. 前条の規定により特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
6. 主約款に定める死亡給付金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の解約)

第7条 保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

(特約の返還金)

第8条 この特約に対する解約返還金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第9条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合。ただし、特約年金の支払事由が生じたときを除きます。
- (2) 主契約の年金支払開始日が到来したとき。

(特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱)

第10条 特約年金が支払われる場合には、主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた時に、この特約にかかる一切の権利義務が特約年金受取人に承継されます。

(特約年金の支払回数の変更)

第11条 保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、特約年金の支払回数を変更することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、第2条（特約年金の支払）第2項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たない場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、特約年金受取人は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で、特約年金の支払回数を変更することができます。この場合、第2条第5項の規定は適用しません。
3. 前項の規定にかかわらず、会社の定める金額に満たない特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき第2条第2項の規定により新たに計算した金額が、会社の定める金額に満たないときは、特約年金の支払回数の変更は取り扱いません。
4. 特約年金の支払回数の変更をするときは、保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人とします。）は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときで、第2項の変更をするときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

(時効)

第12条 特約年金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

(主約款の規定の準用)

第13条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則)

第14条 この特約を付加した主契約に運用期間中年金支払移行特約条項または年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約は消滅します。

(定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）等に付加した場合等の特則)

第15条 この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）、定期支払金付積立利率変動型終身保険、年金原資保証型変額個人年金保険（14）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出し金または規則的引出金があるときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその定期支払金、定期給付金、運用成果払出し金または規則的引出金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条（特約年金の支払）の規定を適用します。

2. この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその分割払金額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。

(積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則)

第16条 この特約を積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第2条（特約年金の支払）の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があつた場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその更新時差額返還金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。

(変額個人年金保険（13）に付加した場合の特則)

第17条 この特約を変額個人年金保険（13）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第9条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定は適用しません。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた主契約の年金があるときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその年金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条（特約年金の支払）の規定を適用します。

別表1 請求書類

(1) 特約年金の請求書類

項 目	必 要 書 類
1 第1回の特約年金	(1)会社所定の請求書 (2)支払われることとなる主契約の死亡給付金等の請求書類
2 第2回以後の特約年金	(1)会社所定の請求書 (2)特約年金受取人の戸籍抄本 (3)特約年金受取人の印鑑証明書 (4)年金証書
3 特約年金の未支払分の現価の一時支払	(1)会社所定の請求書 (2)特約年金受取人の戸籍抄本 (3)特約年金受取人の印鑑証明書 (4)年金証書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約年金の支払回数の変更	(1)会社所定の保険契約内容変更請求書 (2)保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人）の印鑑証明書 (3)保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。